

直結増圧式給水方式に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を使用する給水方法の取扱いを定めるものとし、定めのないものについては、「給水装置工事施行基準」・「給水装置工事施行指針」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」（厚生省生活衛生局環境部水道整備課監修）によるものとする。

(定義)

第2条 直結増圧式給水方式とは、中高層の建物に対して受水槽を経由せず、給水装置に増圧装置を設置して直接給水するシステムをいう。

(対象建物)

第3条 対象とする建物は、増圧装置の口径が75mm以下とする。

なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取扱う工場等は受水槽方式による給水が望ましい。

(給水管の分岐口径)

第4条 口径50mm以下の増圧装置の場合、配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。

- 2 口径75mmの増圧装置の場合、分岐する配水管の口径は、150mm以上とする。ただし、配水管の水圧等、給水能力に著しく支障を及ぼす恐れがないと判断された時、配水管の口径は、100mmとすることができる。

(他の給水方式との併用)

第5条 直結直圧方式及び受水槽方式との併用は認めるものとする。

ただし、給水管の分岐口径範囲内とする。また、直結直圧方式と併用する場合、直圧給水階高は2階までとする。

(増圧装置)

第6条 増圧装置の口径はφ75mm以下とし、その選定等については、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 増圧装置の選定

増圧装置の選定は、安定した給水を確保するため、建物の瞬時最大給水量及び給水する高さ（揚程）等を把握し、その目的に合った性能の機種を選定すること。

(2) 増圧装置の仕様

増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水が出来るものであること。

(3) 増圧装置の設置

増圧装置の設置にあたっては、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、かつ、当該装置の機能を有効に活用できる適切な設置場所とすること。

(給水管口径の決定)

第7条 直結増圧式給水方式における給水管等の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出

し口径等を摩擦抵抗法によって決定する。

(逆流防止装置)

第8条 逆流防止装置は、給水の安全性を確保する手段として設置するものであり、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 基本事項

逆流防止装置は、水道法に基づく給水装置の機造及び材質の基準に適合したものでなければならない。

(2) 逆流防止装置の選定

建物の用途、装置の特性及び水の使用実態にかなう、逆流防止装置の選定が必要である。

(3) 設置方法

逆流防止装置は、給水の安全性を確保するために、最も効果的な箇所に設置する必要がある。

(4) 設置場所

逆流防止装置の設置は、施工性、保守管理の容易性等を考慮し、逆流による汚濁、汚染の恐れのない場所を選定しなければならない。

(量水器の設置)

第9条 量水器の設置は給水条例施行規程第15条の規定による。

(既設建物の直結増圧式給水方式)

第10条 給水方式を受水槽方式から直結増圧式給水方式に切替える場合は、別に定める「既設装置の給水装置認定取扱要綱」によるものとする。

(共用給水栓の設置)

第11条 直結直圧方式の共用給水栓を設置することが望ましい。

(工事検査)

第12条 工事検査は別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づき行うものとする。ただし、増圧装置の耐圧試験は除く。

(修繕区分)

第13条 給水装置工事施行基準の「修繕工事の施工区分」の規定によるものとする。

(保守点検)

第14条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回保守点検を行い、機能等を確認すること。

(費用負担)

第15条 増圧装置を含む給水装置工事は、全て設置者等の負担とする。また、保守点検に係る費用についても同様である。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。